

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和5年度尾道・松江自動車道竹地谷地区土工用防護柵賃貸借
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 北木 清治 (広島県三次市十日市西六丁目2番1号)
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の 氏名及び住所	太洋ヒロセ株式会社 中国支店 (広島市南区西荒神町1-8 テリハ広島2F)
契約金額	1,493,732円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

契約業者名 太洋ヒロセ（株）

件 名 令和5年度尾道・松江自動車道竹地谷地区土工用防護柵賃貸借

契約理由

本件は、広島県庄原市口和町竹地谷地内において土工用防護柵等の賃貸借を行うものである。

尾道・松江自動車道付加車線事業に伴い尾道・松江自動車道本線への防護として設置し、「令和3年度尾道・松江自動車道竹地谷中第2改良工事工事」において使用している土工用防護柵等は、本線に隣接する切土工事未了箇所からの土砂流出等を防ぐため工事完了後も引き続き使用するものであり、設置済みの土工用防護柵等を所有している上記業者以外に競合するものはなく、契約対象は、上記業者のみである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである